

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447
編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価150円(年間購読料式千円)
1976年3月25日発行
第8巻 第3号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 8 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの景気変動平衡化制度

Counter-cyclical Policy in Sweden

理事・中央大学教授 丸尾直美

Director, Prof. Naomi Maruo

1 経済均衡と財政収入

不況期には経済均衡との間にジレンマが生ずる。需要喚起のためには、財政支出の拡大が必要とされるが、一方、不況期には税の減収が避けられないからである。

古典派の経済学ではその場合、財政収支の均衡を優先させるべきだとした。しかし、不況期に税の減収に見合って財政支出を削減すれば、総需要が一層縮小し、経済不況を一層深刻にする。1930年代の大不況期に古典的な財政対策をとったイギリス労働党政府のスノーデン蔵相の場合はその典型だった。

同じ頃、スウェーデンでは、「大切なのは財政収支の均衡よりも経済の均衡である」との考えから、古典派財政理論の通念を破る財政支出の拡大が行なわれた。スウェーデンでは、1933年にウィグフォルシュ蔵相のもとで、不況克服のための公共支出拡大策をとり、1937年には政府の財政制度を単年度均衡制度から多年度均衡(Multi-balance)制度へと改めたのであった。このとき、好況期に歳入の一部を留保しておいて不況期に用いる平衡化基金(Equalization fund)が制度化された。

また、1年後の1938年には民間の投資の平衡化を目的とする投資基金制度を発足させた。この制度は1947年、1955年、1963年の数回の改正を経て、今日ではスウェーデンの景気変動安定化のための不可欠の手段となっている。

スウェーデンではこのほか、投資税、付加価値税の増減、労働環境基金、在庫投資助成などの政策手段を用いて景気変動の平衡化にかなりの成果をあげてきた。スウェーデンはGNPの25~30%を輸出入に依存し、工業製品の4割ほどを輸出している国だけに、貿易相手国の景気変動の影響を強く受けやすい。それにもかかわらずスウェーデンが景気変動の安定化に比較的成功してきたのは、以上のような各種の景気変動平衡化制度によるところが大きいものと思われる。

最近、わが国でもスウェーデン等の景気変動平衡化制度が注目され、社会経済国民会議等でスウェーデン型の景気・雇用安定化基金制度の導入が提唱された。経済企画庁でもその種の制度の検討をはじめており、近く景気変動平衡化制度の海外視察団も派遣されることになっている。

わが国でも経済均衡と財政均衡のジレンマに直面して、基金制度や景気変動平衡化基金の意義が見直されたわけである。この機会に、スウェーデンの景気変動平衡化制度の機能を正しく認識することも必要であろう。

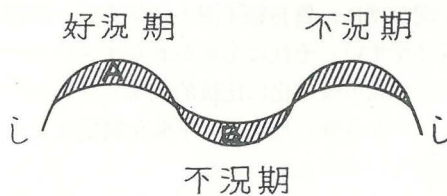
No. 3 目次

スウェーデンの景気変動平衡化制度	丸尾 直美… 1
スウェーデンの医療の将来	小野寺百合子… 4
ツンベリー来日 200年記念事業	… 8
スウェーデンに関する最近の著書・論文	… 10

2 投資基金制度の仕組み

スウェーデンの投資基金制度は、税による誘導によって半自動的に景気変動の波を平衡化することを狙いとしている。もし景気変動に委ねれば、好況期には政府も企業も増収が大きいのので、勢い過大な支出ないし投資をして、このことが景気を過熱させる。他方、不況期には減収になり、支出ないし投資が減って不況を一層深刻にする。そのため、投資は図1の*i*~*i*線のように大きく変動する。投資基金制度はこうした変動を避けるために、好況期に利潤の一部(図1のAの斜線の部分)を企業に留保させておいて、これを不況期に放出させる(図1のBの部分)ことによって景気変動の波を小さくしようとするものである。このことを誘導するために、企業に、税引前利潤(これを*P*とあらわす)の40%までを好況期に留保させ、そのうちの46%を国立銀行(Riks Banken)の特別勘定に無利子で預託させる。留保された積立金は利益金から落とされ、貸借対照表の貸方に記入されて、法人税の課税対象から控除されることにな

図1 景気と投資変動平衡化の仕組み



る。この積立てておいた準備金ないし基金を景気後退期等に、投資に用いるわけである。1963年以降は、必ずしも景気後退期でなくても、不況地域(高率失業地域)の投資と海外におけるスウェーデンの財貨の販売(つまり輸出)の目的で、この基金を用いても免税措置がとられるようになった。つまり投資基金制度は、景気変動の平衡化の目的に加えて、地域的開発、輸出助成にも役立つ効果を持つようになった。(勿論、いずれも不況と失業の克服に役立つことが本来の目的である。)国立銀行の特別勘定に無利子で凍結する部分を46%にしたのは、それを中央・地方の法人税の純計の利潤にたいする比率よりも幾分、低くするためである。

※スウェーデンの法人税率は通常の場合、国税が40%であり、地方の法人税率は住民税と

同率で、地方により差があるが大抵の場合、20~25%である。ただし、国の法人税は、地方の法人税控除後の利潤を対象とするから、その税額*T*と税率*t*は次のようになる。

$$T = t_1 (P - t_2 P) + t_2 P$$

$$t = \frac{T}{P} = t_1 (1 - t_2) + t_2$$

(ただし *P*:法人の利潤額、*t*:中央・地方の法人税の純計の税率、*t*₁:中央政府の法人税率、*t*₂:地方政府の法人税率)

したがって*t*₁が40%、*t*₂が20%のとき、法人税率の純計は、次式のように、52%となる。

$$t = 0.4 (1 - 0.2) + 0.2 = 0.52$$

さらに、投資基金を景気変動の平衡化等の目的に沿うように用いれば、さらに一層の税控除が得

表1 基金(準備金)使用の方法と税控除
またはペナルティの適用

- | | | | | |
|-------------|---|-----------|----------------------------|---|
| ① 自由部分 | 30% | 5年後に自由使用可 | | |
| ② 政府認可による使用 | { 景気後退期に使用
特別放出許可により使用
不況地域への投資
輸出目的のための支出 } | | } 使用した準備金の10%相当を法人税の対象から控除 | |
| ③ 無認可使用 | | — | | ペナルティとして使用した準備金の額の10%相当を法人税の課税対象所得として付加する |

られ、そうした目的に沿わないで無認可で準備金を用いればペナルティ(課徴)を課せられる仕組みになっている。税控除は、使用された準備金額の10%相当額だけを課税対象法人所得から控除するという形でなされる。ペナルティは、逆に無認可で使用された準備金額の10%相当額を課税対象所得に付加するという形でなされる。

※10%の課税控除がなされる場合の税率上の利益は $0.1\alpha P$ であり、ペナルティを課せられたときの課税面での損失も同額であるから、その差は $2 \times 0.1\alpha P$ となる。ここで α は使用された準備金の利潤にたいする比率であるが、これを40%とし、法人税率を50%とすると、 $2 \times 0.1 \times 0.4 \times 0.5P = 0.04P$ なる。すなわち、利潤にたいして4%となる。

つまり、この例の場合、租税控除をうける場合と、ペナルティをうける場合とでは法人税率に換算して4%の差が生ずることになる。

準備金は、表1に示すように三つの方法での使用が可能である。第一は、自由使用を許される部分である。積立てた準備金の30%はそれぞれ5年後には政府の認可なしに自由使用を許される。この部分に関しては10%の特別控除もペナルティもない。

第二に、政府の認可による場合である。これも二つに分かれ、一つは、政府（大蔵省または労使が中心になって構成している全国労働市場委員会が認めた期間（景気後退期）中に使用する場合であり、もう一つは政府の特別認可による場合である。この場合にはいずれも使用額の10%相当額を次期の課税対象法人所得から控除できる。

第三は、以上のいずれにもよらないで無認可で使用される場合であり、この場合には、使用額の10%相当が次期の課税対象所得として付加されるという形のペナルティが課されることになる。

3 投資基金制度の効果と意義

投資基金制度による投資基金の規模は1970年に約40億クローナ、1973年に48億クローナほどである。スウェーデンの同年の総固定投資額が約480億クローナであるから、約10%に相当する。

投資基金制度が景気変動平衡化に効果をあげるようになったのは、1950年代後半以後といわれるが、その効果の程度についてはいくつかの推計がある。ある推計によれば、スウェーデンの1962～63年の場合、投資基金制度による投資変動への効果は、利子率の7～8%ポイントの変化に相当したという。（Assar Lindbeck, Swedish Economic Policy, 1975, P. 133）もしもこの推計に近い効果が真にあったとすると、投資基金制度の投資平衡化効果は、公定歩合の数%の変化よりかなり大きいことになる。もっとも日本の場合には公定歩合操作の投資への効果は、企業の資金の借入依存度がずっと低いスウェーデンに比べて今のところ、かなり大きいのが、1974～75年にみられたように、わが国でも公定歩合の引き下げによる投資拡大効果は限定されたものであることが明らかになってきた。それだけに投資基金制度のような新しい制度の導入によって景気変動と雇用を安定化させることが望まれるわけである。

投資基金制度の第一の意義はこのようにして、景気変動の中心になる民間投資の変動を平衡化することにあるが、そのほか、次の3点を特徴として指摘できよう。すなわち、第一に、投資基金制

度は政府の直接的経済介入によってでなく、経済誘因によって半自動的に（とくに好況期の利潤の積立ては）投資の平衡化がなされるところにある。第二に、とかくタイミングを失しがちな景気調整がこの制度によって早目に予防的に行なわれることである。第三に、投資基金放出の時期と、特別放出の認可の権限が官庁にだけでなく、労使中心に構成される全国労働市場委員会にも委ねられていることである。

4 景気変動平衡化のためのその他の制度

先にも触れたように、スウェーデンは、投資基金制度以外にも景気変動平衡化の制度や政策手段をいろいろ開発してきた。景気変動調整のためには、①民間投資需要、②政府支出、③個人消費、④輸出という需要（支出国民所得）を調整する手段を持つ必要があるが、金融三政策、法人にたいする税操作は①のための政策手段である。スウェーデンのこの点での特徴は金融三政策と通常の減税手段以外に投資基金制度という独自の制度を持つことであるが、そのほかにも投資税の操作、在庫投資の助成も、スウェーデンの独自の制度といえよう。投資税は投資額にたいする税を景気変動の局面によって変更させる制度であり、投資基金制度の普及する以前にはよく用いられた。

表2 景気変動平衡化の諸制度

	金融三政策 法人税その他の税率変更と特別 控除
①民間投資の平衡化	投資税の変更 投資基金制度 その他（ <u>労働環境基金</u> <u>在庫投資助成</u> ）
②政府支出の平衡化	多年度政府予算制度と 平衡化基金 公共準備金 住宅投資の増減 通常形での公共事業と 政府発注の増減 その他
③個人消費支出の平衡化	個人所得税率の変更 付加価値税率変更 移転支出の増減 その他
④	アンダーラインをしたものはスウェーデンの独自の制度

また、1974年には、企業の利潤の一部（当時は20%）を特別に留保させて、労働環境の改善に用いることを目的とする労働環境基金が設置された。これは、投資変動の平衡化と労働環境の改善という目的に加えて、当時の超過利潤を吸収して、労働環境改善に用いることを約束することによって賃上げを抑制することを狙いとしていた。この基金は景気後退局面に入った1975年の7月から用いられたが、基金の放出時期は全国労働市場委員会が決め、個々の企業における労使構成の安全委員会が使途に関して承認権を持つという点でも独自の制度である。

在庫投資の助成措置は最近では昨年、導入されたが、これは操業を維持することによって雇用維持をはかることを主目的としたものであった。

個人消費に関しては、付加価値税と所得税を一定限度内で増減する権限を行政府に与えることによって、その調整力を強化しようとしている。

政府支出に関しては、予算による支出の増減を行なうことは勿論であるが、先に述べたように、多年度予算主義をとって、好況期に平衡化基金を蓄え、不況期に赤字予算を組むことによって経済均衡と財政収支の均衡のジレンマ問題に対処してきた点が特徴的である。スウェーデンでは、この種の多年度予算制と平衡化基金制度を地方財政で

も制度化しようとしている。このような制度に立っているため、スウェーデンでは当年度の予算だけでなく、5ヶ年間の財政収支の見通しを作成して公表する。また、各年の予算に公共事業と産業への特別発注のための公共準備金を置いて、この準備金に関しては、国会で枠と用途をあらかじめ定めてあり、事後、承認もうけるが、その使用の時期と、対象に関しては行政府と労使構成の委員会の決定に委ねている。わが国の政府が今年度導入した公共事業の予備費はスウェーデンの公共準備金と似た性格のものであるが、その使途と使用時期の決定をどうするのか明らかにされておらず、それに予備費の時期と対象を決める労使参加の全国労働市場委員会や計画協議委員会のような組織もないので、予備費の導入が国会の予算審議権をそこなりとして問題とされている。スウェーデンでは、この点を労使参加の機構でチェックしているが、それでも全国労働市場委員会等の権限が強くなりすぎたことに関してダーゲンス・ニヒター等の批判がある（Christopher Wheeler, white-collar Power Changing Pattern of Interest Group Behavior in Sweden, 1975, P160参照）が、景気対策のタイミングと民主主義とのジレンマをどう調整するかは、一つの問題として残るであろう。

スウェーデン医療の将来

Hälsa-och sjukvård inför 80-Talet (HS 80)

評議員 小野寺 百合子

Yuriko Onodera

I 現 状

スウェーデンの医療というとき、まず強く印象づけられるのは、最近続々と出現した豪華な巨大病院と、完璧なその諸設備であろう。大病院のほかに、中小病院も古いものは次々と壊されてモダンな病院に建てかえられた。病院の質の向上は誰の目にもたしかに世界に誇るに足る高級なものとなった。そういう病院に入院する患者は、相変わらず入院料金は一切無料なのが建前である。それというのは、スウェーデンは中世以来、病院は州自治体が州内住民のために、州税金で賄うものとした伝統が今に生きているからである。健康保険の

発足以来、被保険者には医療保険財政から入院費が支払われるが、それは現在1日15krであって、入院実費の $\frac{1}{3}$ 以下に過ぎない。国民皆保険の今日、患者は入院費を全然負担しないのが原則である。ただ国民年金受給者は医療保険も傷病手当保険とともに健康保険料が免除される代り、入院が年金受給開始以後、合計365日を過ぎると、1日15krだけは支払わなければならない。しかし、この金額は老人ホームの料金の1日分よりも低いのであって、国民年金受給者にはすべてこれだけの負担能力はある。一般病室でなく特別室を希望する場合にのみ室代が要求される。

医療財政の配分（1970）は次の通りである。

患者負担	1%
健康保険	9%
中央政府補助金	8%
州財政	76%
その他	6%

病院はほとんどが公立だが、私立病院も少しはある。その入院費は保険分以外は患者負担だから非常に高い。

では、そういう立派な病院のベッド数は、人口／

に対して十分足りているか、入院の必要なものは必ず入院可能であるかということ、数字の上では急性病に関する限り「然り」という答えが出てくる。人口の増加、罹病率の増加、医療意識の向上などから、国民の入院頻度は上昇しているけれども、医学の進歩、看護法の合理化、オープンケアの発達などの理由によって、入院日数が短縮され、ベッドの使用効率がよくなったからである。

第1表 1940～70年医療ベッドおよび老人ホームベッド状況 (社会庁調査資料 1974)

総人口	医療ベッ ド					老人ホーム ベッ ド
	身体急性病	精神病	身体長期病	てんかん	精神薄弱者	
	数 人口1,000 につき%	数 人口1,000 につき%	数 人口1,000 につき%	数 人口1,000 につき%	数 人口1,000 につき%	
1940 6,371,432	45,741 7.2	24,673 3.9	5,332 0.8	— —	— —	45,609 7.2
1950 7,041,829	48,761 6.9	28,926 4.1	9,175 1.3	953 0.1	11,417 1.6	38,494 5.5
1960 7,497,967	49,339 6.6	34,408 4.6	18,647 2.5	969 0.1	13,318 1.7	42,274 5.6
1970 8,081,229	49,078 6.1	37,038 4.6	33,558 4.2	550 0.1	13,420 1.7	59,573 7.4

第1表が示す通り、急性身体病の入院ベッド数の割合は、人口増加の割合に比べて減少しているのであるが、それで不足にはなっていない。それ故将来の長期計画ではこの部門の増強は全く考えられていないから、横ばいまたは多少減少の気味になる。

こう書いてくると、スウェーデンの医療は行きつくところまでいって、国民にとって万全であるかの如く見えるが、決してそうではない。あの立派に整備された病院に入院するまでの手続きが容易なことではない。病院の外来で診察を受けるだけでも、申込んでから何週間もかかるし、再診にも手数料がかりしかも初診の医師にかかれないう。こんな面倒のない私立病院では高い入院料を払わなければならない。スウェーデン一般国民の医療に対する不平不満は、病院の外観の豪華さとは裏腹に、まこときびしいものがある。

社会庁は1973年に「80年代の保健と医療」——HS80——を発表し、将来、医療の進むべき原則的方向を示した。そして早速にその方向に沿ったプログラムを作製し、実施をはじめて2年たったところである。1973年の医療の背景は、病院の整備計画の終わったところであって、ボトルネックは医療に働く要員の不足であった。今日および明日のネックは財政であるといわれている。この

ネックに対して、医療の構造をより規格化することと、医療の中でどの部門を優先させるかの長期計画作製がHS80である。その項目は次の3つになっている。

- 1) プライマリーケア
- 2) 長期医療
- 3) 精神病

II プライマリーケア

HS80の第一目標は、プライマリーケア (Primärvård) の完成である。プライマリーケアとは耳慣れない言葉で、日本語には訳し難いので、スウェーデン語から英語に直訳するが、従来の病院本位の医療体質を変えて、住民本位の医療サービスへの転換を意味する。すなわち住民の保健に対する責任は、その地域の公的医療機関と社会機関が共同作業をして、住民の生活に近い場で継続して質の高いサービスをしようというものである。

高度に発達した大病院では、患者は、それぞれの領域を受持つ専門家グループの循環サービスに取囲まれ、「患者」であっても個々の患者としての取扱いは受けられず、人間性を無視されることしばしばである。医療活動は本来もっとも人間的でなければならないという原点に立ちかえることが、プライマリーケアの主眼である。まず全国26

の医療地区をさらに、人口25,000~55,000を目安としたプライマリーケア地区における。プライマリーケア地区内では、病院と特定の療養所を除くすべての医療機関がそのユニットとなるが、とくに地区医務官が勤務する診療センターが中心的役割を演ずる。

スウェーデンの医師の絶対数は非常に少なかったが、1960年代から医師の養成教育が充実してきた結果、医師数は次のようになり、

	医師1人当り住民数	人口1,000に対する医師数
1930	2,500	0.4
1974	625	1.6

さらに将来の見通しも次の通りである。

1972年	1980年	1985年
12,900	20,500	25,600

医師不足は病院勤務の医師さえ不十分であったから、オープンケアの医師を確保することは困難であった。今日ようやく病院勤務医師の定員を充たすようになったので、今後は、地区医務官を増員して診療センターを増設する運びとなったのである。将来は診療活動の中心を、病院の外から診療センターに移して行って、受診の80~85%は診

療センターで行うように計画されている。そうすれば住民は手軽に受診ができるようになり、必要な場合には地区医務官が専門医のいる病院を紹介し、入院も取計らうこととなる。地区医務官は地区保健婦、ホームヘルパー、ケースワーカーと密接な連携を保って、地区内の患者に総合的なサービスを提供する。また地区医務官は地区内の療養所と老人ホームにも非常勤医師として勤務し、家庭看護手当を受ける患者に対しても責任をもつ。

Ⅲ 長期医療問題

HS80では、プログラムの第二として長期医療(Långti dsjukvård)をあげている。第1表が示すように、過去10年の病院ベッド数は、減少した急性病用に対して長期医療用は数でも人口比でも急増している。それでも需要はベッド数を上まわり、1975年には、当然入院看護されるべき患者の期待リストが10,000人となった。過去10年間の増強ベッドは挙げて長期医療に投入されてもまだ足りないで、慢性病患者が老人ホームの病室を圧迫し、病院の内科外科に喰い込み、家庭療養者が家族を過労に陥れている現状である。この原因の第一が人口の老齢化の著しい進行である。

第2表 1960~85年 総人口と老齢人口の推移

	70歳以上		80歳以上		85歳以上		総人口	
	合計	率	合計	率	合計	率	合計	率
1960	571,426	100	145,183	100	47,708	100	7,495,129	100
1965	639,444	111.9	166,642	114.8	57,892	121.3	7,765,981	103.6
1970	711,755	124.6	187,316	129.0	65,312	136.9	8,023,661	107.1
1975	794,699	139.1	210,457	145.0	74,441	156.0	8,269,706	110.3
1980	886,467	155.1	238,565	164.3	84,655	177.4	8,486,666	113.2
1985	953,176	166.8	270,836	186.5	97,292	203.9	8,674,871	115.7

老人は発病率が高く、病気は慢性に移行しやすい。身体病の全入院日数中に長期医療の占める割合は40%であるが、件数にすると4~5%にしか過ぎない。

70~74歳	入院中のもの	5%
75~79歳		5
80~84歳		5
85~		14

70歳以上の老齢者の占める割合

全人口のうち	急性身体病のうち	精神病のうち	長期医療のうち
10%	25%	30%	75%

国と州の長期計画では、長期医療用ベッドの増設と看護要員の増員が大いに検討されている。しかし病院の長期医療病棟には増強計画はない。大資本を投じた高い水準の病院は、国民の各年代層の急性病患者を対象とするものであって、その一部たる長期医療病棟は慢性病患者の病状が固定す

るまで、または種々の検査によって長期療養の方針が決まるまで入院しているところである。一定の持続的看護を受ける段階にはいった患者は療養所に移されることになるから、長期医療ベッドの主力は療養所におかれる。療養所のうちでも小規模で家庭的雰囲気の小療養所の増強が集中的に行われることになっている。長期計画のベッド割合は、病院の長期医療病棟5%、大療養所30%、小療養所65%である。(現状では、病院18.7%、大療養所49.6%、小療養所31.7%である)。

長期医療ベッド数は1972年で、公立34,054、私立2,114であった。それが1975年までに公立40,000になった筈で、計算は70歳以上の人口100人につき5.5ベッドとなっていた。1975~85年の計画では人口の老齢化進行のため5.5ベッドは6として計算され、20,000ベッドの増設が見込まれている。

長期医療部門におけるプライマリーケアの果たす役割は、老人になるべく生活環境を変えさせずに、人間的かつ医学的なケアを受けさせることであって、小療養所増設のほかに、オープンケアのいろいろの方法が取り入れられることになった。その主役は地区医務官で、診療センターを基盤として、コムーンの社会局の共同作業から医療と社会の両面サービスが生まれる。その一つが家庭看護人手当制度で、必要と認められればコモン雇用のホームヘルパーを在宅患者の看護に当らせ、州から手当を支給する。これは1971年に発足した制度でホームヘルパー以外の人でも家族でも家庭看護人になることができる。この制度により、患者を施設に固定しないで済む場合が多く、長期医療の重要な満足手段となった。オープンケアの一つにデイホスピタルと名付けて、在宅または老人ホームにいる患者を昼間だけ定期的に入院させる施設がある。これはまだ出来たばかりで資料はないが、将来にむかって有望視されている。また小療養所を半オープンにして、収容者以外の患者にも施設を利用させること、または一定数のベッドを留保して、患者の短期入院を許すことも考慮されている。

IV 精神病問題

HS80のプログラムの第三は、精神病の問題であるが、ここには精神病が長期医療に係わる範囲のみを取上げる。精神病をなるべく特別扱いしないで、一般身体病の中にも含めるようにとの努力は

数年来行われてきたことである。精神病は文明病といわれる通り、スウェーデンでも増加の一途をたどっているにもかかわらず、第1表に見られる精神病のベッド数は、人口比の割合以上には増加していない。HS80においては、精神病病院または精神病療養所の入院患者のうち、精神科専門の看護を必要とする患者以外は、なるべく普通の病院または療養所に移す方針にした。精神病老人ホームはすでに数年前から廃されている。精薄者については、精薄者療養所を廃し、患者は原則として自宅にあって普通の社会サービスを受けるようにし、もし入院が必要であるものがいたら、普通の病院か療養所にいれる建前となった。精神病も精薄も大部分は長期または終身の病気であるから、患者を受入れるのは主に療養所である。長期医療ベッドの増加分に、精神科からの移管分を加えると、70歳以上の人口100人につき7.0~7.5ベッドが必要となる計算である。そのために療養所に勤務する職員は、医師から看護補助員に至るまで、精神科の基礎知識を持たなければならなくなった。職員がそれだけ過重労働になることが問題になっている。

第二次大戦後の30年間、福祉社会の形成に一路邁進してきたスウェーデンは、医療の面では病院が世界に誇る水準に達したのである。しかし今ここで一大方向転換をしようとしている。それは病院本位の医療体制から、住民に対するサービス本位の医療体制への転換であり、州とコムーンの二つの異なる地方自治体が、それぞれの管轄領域を越えて、医療サービスと社会サービスを結びつけようというものである。物質的の質の高さよりも、人間的のサービスが行届くことを目標としているのだから、それだけに、より訓練された人的資源がより多く必要となる。一方では、スウェーデンの労働時間が週40時間から30時間へと短縮されることが検討されている今日である。これから進もうとしている医療の新しい道は、財政がネックであるといわれる意味がこの意味で納得されるわけである。

ツェンベリー来日200年記念行事

スウェーデンの植物学者かつ医学者であるツェンベリーの来日200年祭にいつては、本月報 No. 8 No. 1 で紹介したが、このたび在日スウェーデン大使館ならびに日本植物学会共催、日本スウェーデン協会、当スウェーデン社会研究所等後援のもとに、下記のとおり講演会、シンポジウム、展示会等の記念行事を行うことに決まりましたのでご紹介いたします。

May 17 (Mon)

Opening session in Asahi Hall, 6.00-9.00

p. m. (公開)

Opening address H. E. Mr. Bengt Odevall,
Swedish Ambassador.

The importance of Thunberg's botanical
works in Japan.

Lectures by Dr. B. Nordenstam and Dr.
Y. Kimura.

Film: "Linne".

Conservation of the plant world - a global
scheme.

Lectures by Dr. T. Kira and Dr. O. Hedberg.

Closing address Dr. K. Hayashi.

May 18 (Tue)

Reception given by the Swedish Ambassador.

May 19 (Wed)

Opening of Thunberg Exhibition University of Tokyo (公開)

Taxonomical session National Science Museum.

Present-day Japanese and Swedish botanical exploration in the spirit of Thunberg.

Thunberg's contribution to South African botany

Lecture by Dr. B. Nordenstam.

Origin and differentiation of the Afro-alpine elements.

Lecture by Dr. O. Hedberg.

Exploration of the flora of East Himalaya

Lecture by Dr. H. Kanai.

Origin and differentiation of the Japono-Himalayan elements.

Lecture by Dr. H. Hara

May 20 (Thu)

a. m. Tokyo-Kyoto.

p. m. Excursion in Kyoto area.

May 21 (Fri)

Forest-ecological session in Kyoto Kaikan

Factors affecting primary production of the tropical and the boreal forest ecosystem, long-term and short-term considerations. Lectures by Dr. F. Ogawa and Dr. C. O. Tamm.

Growth rate and gas exchange in some tree species. Ecophysiological experiments under limiting and non-limiting conditions of mineral nutrition and water in field and laboratory.

Lectures by Dr. K. Negisi, Dr. S. Lindner and Dr. T. Ingestad.

Environmental effects of forest fertilization and felling operations.

Lectures by Dr. C. O. Tamm and Dr. T. Tsutsumi

May 22 (Sat)

a. m. Kyoto - Osaka - Nagasaki.

p. m. Excursion in the Nagasaki area.

May 23 (Sun)

Closing session in Prefectural Library Hall, 2.00-5.00 p. m.

Opening address H. E. Mr. Bengt Odevall,
Swedish Ambassador.

The importance of Thunberg's botanical works in Japan.

Lectures by Dr. B. Nordenstam, Dr. Y. Kimura and Dr. S. Toyama.

Film: "Linné" and one more film.

Closing address Dr. K. Hayashi.

May 24 (Mon)

Excursion to the Mt. Aso district.

最近のスウェーデンの社会・経済ニュース

国連への貢献

ストックホルムの日刊紙スヴェンスカ・ダーグブラデット (Svenska Dagbladet) の伝える所によれば、スウェーデンが行なう国連に行なう任意の寄附金は10億クローナ (650億円) 強となっている。この寄附は通常の国連予算の1.3%又は50年度でいえば2300万クローナ (14億9500万円) 以外のものである。

詳細にみると、スウェーデンは2億2500万クローナ (146億1500万円) を国連開発計画に、6500万クローナ (42億2500万円) をユニセフに寄附している。世銀の国際開発基金は2億5210万クローナ (163億8650万円) を受取り、開発銀行 (主としてアフリカ) は3250万クローナ (21億1150万円) を受取っている。

さらに1億3650万クローナ (88億7250万円) が食糧援助として割当てられ、7500万クローナ (48億7500万円) が開発途上国の研究へと振りむけられる。さらに雑多な基金が1億1500万クローナ (74億7500万円) にのぼり、一方特殊な予備資金は1億4890万クローナ (96億7850万円) であった。

ユネスコやWHOの様な機関もさらに2000万~2500万クローナ (13億円~16億2500万円) の資金を受取っており、さらにはスウェーデンのもつ様々な国連内の平和運動機関の費用をもつといた、かくれた割当金も引きうけている。

地熱利用、いまだ予測できず。

王立技術アカデミー (Royal Swedish Academy of Engineering Sciences) がこのほど刊行したレポートによれば、紀元2000年以前に地熱エネルギーの利用が、スウェーデンの全エネルギー供給に大きな地位をしめることはあるまい。

向う30年以内に可能性のある唯一の地熱エネルギーとしては、地中約3,000メートルのところにある低温の温水から生じるものである。南部スウェーデンにあるこうしたエネルギーを最大に利用しても、スウェーデンの全石油必要量の0.6~1%を節約するにすぎない。

さらに同レポートは、この地熱エネルギーを熱として利用するのに要するコストは、最低にみても石油に要するのと同程度であろうとのべている。

しかしながら、この地熱利用分野の研究開発は、

特に掘削技術の進歩によって全工程が近いうちに容易になる可能性もあるので、つづけてゆかねばならない。

新しい消費者についての立法案

政府が国会に提出中の法案によれば、危険のある商品又は人をぎまんする様な商品は市場から撤去し、企業はその作る商品に関連した情報を消費者に対し提供する義務を負うことになろう。

これが立法化されれば、この改革案は消費者の利益を大きく強めることになる。これに対し反抗的な企業に対しては法的制裁も可能となる。

さらにまた、消費者オンブズマン制度と、消費者政策庁 (National Swedish Board for Consumer Policies) とは機構的に合同し、業務の重複をさける事も提案されている。しかしながら、オンブズマンは完全な行動の自由を保有する。

国際女性年の多彩な活動について

男女間の平等に対する首相代表団長である無任所大臣アンナ・グレータ・レイヨン女史 (Anna-Greta Leijon) が年末に公表した報告書によれば、昨年の国際婦人年には、スウェーデン国内で4,000をこえる特別なミーティングが開かれ、女性の権利と平等をテーマにして、約150の討論コースや会議、450の研究サークル、さらに120の政治的な会合などがもよおされた。

同代表団がアプローチした1,000の機関のうち約600をこえる団体が、女性年のもよおしに参加し、これには115人の学校長のうち80人が参加したのも含まれている。さらに32種の様々な機関が、その活動における女性の参加を増やす為のキャンペーンをはった。

またさらにこの年には、性別上の平等の改革が大きく行なわれた。多くの女性が初めての仕事につき、多くの人々が子供に対しては否定されていた教育を成人として受けることになった。重工業の分野でも多くの女性が男性の仕事につき、一方では多くの男性が妻の替りに家庭に残って病气や生れたばかりの子供の世話をさせられる事態が生じた。

同女史はさらに、女性年は終わったが国連のいう女性の10年はやっと始まったばかりであると、結論としてのべている。

スウェーデンに関する最近の著書論文 (昭和50年)

Materials on Sweden printed recently

(掲載順不同)

小野寺 信

「スウェーデン社民党の民族防衛意識の変遷」
上、中、下

朝雲新聞社発行「国防」50年6、7、8月
「スウェーデンの安保政策論争」(上)一第二
次世界大戦直前期の状況一

朝雲新聞社発行「国防」50年12月

「青い目で見た中国の工業技術」上・下
社団法人 発明協会発行「発明」50年1、2号

小野寺百合子

「スウェーデンの便利帳」

財団法人 老人福祉開発センター発行「老人の
福祉と保健」 50年創刊号～7号

「スウェーデンの神話」

財団法人 厚生福祉事業団発行「ひと声タイム
ス」50年2号

「福祉社会の女性—スウェーデン」

私立学校教職員共済組合友の会発行「私学共済」
50年盛夏号

「スウェーデンの老人福祉」

社会福祉法人 済生会発行「済生」50年9月号

「スウェーデンの年金制度」

財団法人 国鉄厚生事業協会発行「年金外国資
料」50年10号

中嶋 博

「スウェーデンの心身障害児教育」

“教育経営研究第3号” 昭50.3

「スカンジナビアのセカンド・スクール」

『諸外国におけるセカンド・スクールの類似制
度』(国土庁) 昭50.3

「北欧における国民性の教育」①②

“教育新聞” 昭50.3.24. および27
ベルティル・エーステルグレン、「スウェー
デンにおける大学の国際化の促進について」

(翻訳) “早稲田フォーラム” 第8号、昭50.3
「北欧の定時制高校」『NHK定時制高等学校
テキスト』 昭50.4

「教育と福祉の総合に関する考察」『学校教育
研究所年報』⑨ 昭50.5

「スウェーデンにおける「福祉社会」の前進を
めざす教育改革」“総合教育技術”

第30巻第2号 昭50.5

「福祉社会北欧における共働きと子ども」“教
育心理” 第23巻第6号 昭50.6

「スウェーデンの教育研究体制」

“日本教育新聞” 昭50.7.24

「スウェーデンの医学教育」“スウェーデン社
会研究月報” 第8巻第8号 昭50.8

「スウェーデンの夏休み」“特別活動”

第27巻第5号 昭50.9

「北欧における和学」『各国における和学の現
状と問題』(国立教育研究所) 昭50.9

「海外教育の潮流：スウェーデンの総合制高等
学校・「学習指導要領」

“学校運営研究” 別冊⑦ 昭50.11

「スウェーデンにおける新しい教育の動向」

“国際教育” No.36 昭50.12

「未来からの教育—スウェーデンの場合—」

“クイロソフィア” 第64号 昭50.12

荒井 冽

『幼児教育を福祉政策にどう位置づけるべきか』
(スウェーデンにおける就学前保育政策に関す
る考察)

細谷俊夫教授退職記念論文集「教育研究の起点」
所載 S.50年1月

スウェーデン学校教育庁「教育研究・開発事業」

(The National Swedish Board of Educat-
ion; “Educational Research and Develop-
ment Work”)「翻訳」

日本比較教育学会共同研究・教育改革のための
教育研究体制に関する総合的比較研究資料

S.50年2月

福祉社会の流通・生協視察調査団

51年8月15日～8月29日(15日間) 旅行費 円669,000
(予定)

1970年代は「消費者の時代」といわれ、大衆消費時代を迎えた消費者は、複雑な消費生活に対応しなければならず、また、世界的なインフレーションが進む中で消費者自らの合理化と同時に、これに対応するべく、流通部門もその方策の選択を消費者以上に迫られているといっても過言ではありません。このような状況の中で、北欧を中心とする自由な経済社会における協同組合と、民間企業との流通分野での公正な競争と共存の関係を、つづさに調査研究することは、わが国の流通部門が今後の発展を目指すに当って多くの示唆を与えてくれるものと確信いたします。

視察・調査の目的

スウェーデンを中心とする福祉社会において、流通部門が一般消費者にどのように対応しているかを、下記の点に注目しながら、調査研究するため、この視察・調査旅行は企画されました。

- 一、ヨーロッパの生協型消費者運動の展開
- 一、一般の小売業（ボランティアチェーン、オーディナリーチェーン）などの販売戦略
- 一、国および自治体の経済政策が流通部門におよぼしている影響

なお、当調査団では、調査内容の焦点を流通部門にしばっていますが、経済政策、福祉政策などに興味をお持ちの方々にも当研究所は、前二回（1972年、1975年）の福祉国家調査視察団の経験を生かし、かつ在日スウェーデン大使館のご好意を通じ、ご便宜をお計り致しますので、そういう方々のご参加をも歓迎致します。

コーディネーター

氏名 経済学博士 内 藤 英 憲
略歴 慶応義塾大学卒業 現在日本大学経済学部教授 社団法人スウェーデン社会研究所理事

業務視察先一覧（予定）

国および都市名	視 察 先	特 色
スウェーデン (ストックホルム) (4泊5日)	1. K F	消費協同組合連合会
	2. テストキッチン	協同組合大学
	3. 図書館	
	4. ボール・ゴード	全国配送センター (非食品) 地方配送センター (食品) 各種協同組合店舗
	5. 配送センター	
	6. OBS! DOMUS, KONSUM	ストックホルム郊外の ショッピングセンター をもつニュータウン ボランティアチェーン
	7. ニュータウン	
	8. ICA (イキャ)	民間デパート
	9. NK, ÄHLENS	
	10. EPA TEMPO	消費協同組合連合会 ハイパーマーケット デパートメントストア
	11. 消費者 オン ブズマン	
	12. 卸・小売研究 所	スーパーマーケット
	13. FOLKSA- M	
	14. HSB	住宅協同組合
デンマーク (コペンハーゲン) (3泊4日)	1. F. D. B.	消費協同組合連合会 ハイパーマーケット デパートメントストア
	2. OBS!	
	3. QUVICK- LY	スーパーマーケット
	4. BRUGSE- N	
西ドイツ (ハンブルグ) (1泊2日)	1. GEG	消費協同組合卸売連合 会
	2. EDEKA	ボランティアチェーン
フランス (パリ) (2泊3日)	FNCC	消費協同組合連合会
イギリス (マンチェスター) (ロンドン) (3泊4日)	1. イギリス生協 本部	生協運動の発祥地
	2. ロッチデール 生協	
	1. 国際協同組合 連盟	
	2. ロンドン生協	

参加ご希望の方には、詳しいパンフレット（募集案内）をお送り致しますので、当研究所へお問い合わせ下さい。

「スウェーデンの協同組合」

— 今日と明日の運動路線 —

J.W.エーム著 日本大学経済学部教授 内藤英憲訳
スウェーデン社会研究所理事

家の光協会発行

インフレに悩む現在の我が国において、消費者運動の期待はますます増大しつつある。

この点所謂「協同組合スウェーデン」の支柱となっているスウェーデン消費（生活）協同組合運動の偉大な展開は、われわれに多大の示唆を与えると云えるであらう（訳者）

至誠堂新書 58

福祉とは何をする事か

スウェーデンを場として福祉国家の現実を探り、その財政、経済システム、都市対象、教育問題、価値観の変化等、多面的アプローチ

スウェーデン社会研究所編

350頁 定価980円

刊の辞	西村 光夫
序	高須 裕三・丸尾 直美
第一章	スウェーデン福祉国家の社会経済史的背景
第二章	選ばれた体制
第三章	スウェーデン式ウエイオブライフ
第四章	福祉社会の担い手たち
第五章	福祉政策と年金
第六章	教育による自由と平等の推進

執筆者（執筆順）		
高 須 裕 三	丸 尾 直 美	加 藤 良 彦
永 山 泰 夫	河 野 道 夫	内 藤 英 子
菊 池 幸 子	小 野 寺 百 合	中 嶋 博
荒 井 洵		

〒 101 東京都千代田区鍛冶町1-3 電話 (03) 256-8121 振替東京97579 至誠堂